

平戸市 農業農村整備事業 補助金について

平戸市農林整備課 R7年度 改 080105

農道や水路を地元関係者で整備する場合に使うことのできる**補助金**です。

原材料の支給ではありません。

●回数と金額に制限があります

- ・同じ団体からの申請は1年度につき1回限り。
- ・補助対象経費(総事業費)の上限は200万円です。
計画している事業の総事業費が200万円を超える場合、数年に分けて事業を行うか、補助対象をオーバーした額を関係者で負担して実施してください。
- ・予算の範囲内での補助となりますので、条件を満たしている場合でも後年度になる場合があります。

●補助率は2種類あります

■自分たちで工事を行う場合、原材料代金の100%を補助

(総事業費200万円の場合 → 100% = 補助金の上限は200万円)

- ・補助対象の例：生コン代やU型溝代、工事に使う重機のリース代
- ・補助額は市役所の統一単価での算定となります。
- ・市役所単価に無いものや重機リース代は見積書が必要です。
- ・補助対象外の例：直営施工の場合の重機オペ代、舗装型枠代

■専門の業者に委託して工事を行う場合、事業費(かかった費用の)の70%以内

(総事業費200万円の場合 → 70% = 補助金の上限は140万円)

- ・施工業者の見積書が必要です。
- ・補助額は「施工業者の見積額」と「市役所の設計額」のどちらか安い額の70%以内となります。

●共通事項

- ・資材の注文や施工業者の選定、見積り依頼は、申請者が行ってください。
- ★見積書は事業の「申請者」宛てとなります。「平戸市」ではありません。
- ★平戸市が直接、資材業者や土木業者に支払うことはありません。
- ・市役所職員が工事完成を確認した後での補助金支払いとなります。
- ★補助金請求には、業者からの「団体宛ての請求書」もしくは「領収書」が必要です。
- ・補助金は代表者の口座に振り込まれます。
- ★業者に代金を支払った後、領収書を市役所に提出してください。
- ・材料代100%補助と事業費70%以内補助を同時に受けることは出来ません。
- ・事業完了後に[着工前]、[施工中]、[完成後]の写真を市役所に提出してください。
- ・赤道や青道を工事する場合、別途に建設課に届けが必要な場合があります。

●工種ごとの採択基準

■農道整備の場合

- 1 受益面積がおおむね30アール以上であること。
- 2 受益戸数が2戸以上であること。
- 3 一路線の延長が50メートル以上であること。
- 4 幅員2メートル以上であること。

■かんがい施設(水路や堰・ため池)整備の場合

- 1 受益面積がおおむね30アール以上であること。
- 2 受益戸数が2戸以上であること。



問い合わせは
「平戸市農林整備課」
tel 0950-22-9150 (直通) マデ
担当: 農林整備班



注意

●関係者からの施工同意確認が必要です

同意確認が必要な関係者は、受益者に加え、土地の所有者、水利権者など、本事業の実施に伴い影響を被る人です。